別表(第3条、第4条関係)

	補助対象となる研修	補助対象経費	補助要件
1	実務研修	研修受講料、介護支援専門員	(1) 当該研修修了後3月以内に、区内事業
	【87 時間】	登録申請手数料及び介護支援	所において介護支援専門員等として就労
	2	専門員証交付手数料	を開始しており、かつ、申請時において、
2	再研修	研修受講料及び介護支援専門	当該就労の開始後3月間就労を継続し、
	【54 時間】	員証交付手数料	区被保険者に対しケアマネジメントを行
3	更新研修(実務未経験者)	研修受講料及び介護支援専門	っていること。
	【54 時間】	員証交付手数料	(2) 他の公的機関等から補助対象経費につ
			いて他の助成等を受け、又は受けようと
			していないこと。
			(3) 当該研修受講に伴う介護支援専門員証
			交付手数料については、申請時において
			新規又は更新後の介護支援専門員証が交
			付されていること。
4	更新研修(専門 I・II 相当)	研修受講料及び介護支援専門	(1) 申請時において、当該研修を修了して
	【88 時間】	員証交付手数料	おり、区内事業所において、介護支援専門
5	更新研修(専門Ⅱ相当)	研修受講料及び介護支援専門	員等として配置され、かつ、区被保険者の
	【32 時間】	員証交付手数料	ケアマネジメントを6月以上継続してい
6	専門研修 I	研修受講料	ること。
	【56 時間】		(2) 他の公的機関等から補助対象経費につ
7	専門研修II	研修受講料及び介護支援専門	いて他の助成等を受け、又は受けようと
	【32 時間】	員証交付手数料	していないこと。
8	主任介護支援専門員研修	研修受講料	(3) 当該研修受講に伴う介護支援専門員証
	【70 時間】		交付手数料については、申請時において
9	主任介護支援専門員更新	研修受講料及び介護支援専門	更新後の介護支援専門員証が交付されて
	研修	員証交付手数料	いること。
	【46 時間】		